

いじめの基本認識

- ・ いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ・ いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・ いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること
- ・ 関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ・ いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること

I いじめの未然防止 ～いじめを生まない土壌づくり～

○人権教育の充実

- ・ いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、子どもたちに理解させる。
- ・ 子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

○道徳教育の充実

- ・ 道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・ 「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・ 児童生徒の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・ 子どもたちの心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

○体験教育の充実

- ・ 子どもたちが、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ・ 福祉体験やボランティア体験、就業体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

○コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・ 日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。 **(各委員会との連携)**
- ・ 子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

○保護者や地域の方への働きかけ

- ・ 授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・ PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。

Ⅱ いじめの早期発見について ～小さな変化に対する敏感な気づき～

○日々の観察

- ・教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・登校後や休み時間などの機会に、子どもたちの様子に目を配り、「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
- ・いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。

○観察の視点

- ・子どもたちの成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ・担任を中心に教職員は、子どもたちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

○日記や連絡帳、生活ノートの活用

- ・連絡帳や生活ノートの活用によって、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

○教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ・教職員と子どもたちの信頼関係を形成する。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的な教育相談期間を設けて、必要に応じて教育相談を実施する。
※中学校では、考査前の時期を利用し、教育相談週間や月間として位置づける。

○いじめ実態調査アンケート

- ・アンケートは、発見の手立ての一つであると認識した上で、5月、7月、10月、12月、2月の計5回実施する。実施後、アンケート結果をデータ入力し、用紙を担当（依藤）に提出する。

Ⅲ いじめの早期対応について ～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

○正確な実態把握

- ・関係教職員(学年生指担当・学年主任等)との情報を共有し事案を正確に把握する。
- ・当事者双方、周りの子どもから、個々に聴き取り、記録する。

○指導体制、方針決定

- ・管理職に報告し、指導等についての指示を受ける。事後報告は厳禁。
- ・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

○子どもへの指導・支援

- ・いじめられた子どもの保護、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた子どもに対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。

○保護者との連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。

○今後の対応

- ・継続的に指導・支援を行う。
- ・カウンセラー等を活用し、子どもの心のケアを図る。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学校運営を行う。

○全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施

- ・児童生徒理解に関する研修、指導援助に関する研修を実施する。
- ・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。

IV インターネットを通じて行われるいじめへの対応

○啓発

- ・最新の動向を把握し、児童に対して、インターネットの正しい活用方法など情報モラル教育を充実させる。
- ・情報モラルに関する教職員の指導力の向上や警察等関係機関と連携した指導、児童、保護者への啓発に努める。

○未然防止

- ・発達段階を考慮し、スマホ・携帯電話・ゲーム等の使用頻度に応じて、学級活動や児童会活動において、使用についてのルールを自分たちで考えて実行する等の取り組みにより、情報発信の配慮や、発信者と受信者の双方が、有益なツールとして活用する態度を育てる。
- ・第一義的に管理する保護者と連携するため、保護者会等でスマホ・携帯電話・ゲーム等の使用に関する学校のルールを共有する。

○早期対応

- ・インターネットを通じて行われているいじめを発見した場合、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて警察や法務局人権相談窓口等の専門的な機関と連携して対応していく。